平成２８年（フ）第２８号
栃木県栃木市沼和田町28番28号
破産者　藤田　尚克
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第３４号
群馬県桐生市旭町200番地　小島第二マンション1103、開始決定時の住所群馬県桐生市東１丁目３番29号
破産者　丸山　尊弘
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第５２号
群馬県桐生市境野町２丁目1284番地
破産者　長谷川義明
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第５５号
群馬県桐生市境野町７丁目1744番地、旧住所群馬県高崎市貝沢町836番地１　第２ミズキビルＢ
破産者　影山　秀明
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３８０号
埼玉県草加市弁天２丁目27番48―101号、旧住所埼玉県深谷市宿根40番地６
破産者　吉田　　勝
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３９４号
埼玉県春日部市緑町６丁目10番21号　ファミリーステイツ１―205号、旧住所埼玉県春日部市豊野町１丁目27番地37
破産者　岩田　　宏
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３９５号
埼玉県春日部市緑町６丁目10番21号　ファミリーステイツ１―205号、旧住所埼玉県春日部市豊野町１丁目27番地37
破産者　岩田喜代美
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４１５号
埼玉県三郷市高州１丁目53―４Ｆ、住民票上の住所石川県金沢市南四十万２丁目160番地チェリービーンズ・303号
破産者　野志　勇次
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４８４号
埼玉県草加市新栄４丁目1000番地新栄町団地４－４―502、旧住所埼玉県草加市青柳５丁目５番13号
破産者　沖津　玲子
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
相模原市緑区二本松３丁目８番26号
破産者　藤原　絵理
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４４５号
兵庫県尼崎市立花町４丁目16番12号　ハイツ中野Ｂ―５、前住所兵庫県尼崎市東七松町１丁目１番27号
破産者　パーマプラザマツシタこと　松下　輝明
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７６号
兵庫県尼崎市高田町２番62号、前住所兵庫県尼崎市上坂部２丁目37番46号
破産者　髙安　正浩
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５０１号
兵庫県尼崎市道意町４丁目49番地　ハイツキリコシ201号、前住所大阪市此花区酉島３丁目５番４号
破産者　中村　鈴子
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５３号
愛媛県松山市南吉田町1843番地の41
破産者　近藤　文佳
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６４号
愛媛県松山市久米窪田町1118番地　アーバンライフ久米Ａ―201号
破産者　宮原　麻由
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５１４号
福岡市中央区警固１丁目１番10―1207号
破産者　網田　清吾
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５７７号
福岡市博多区吉塚４丁目１番３号
破産者　宮迫　和正（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０６０号
福岡県糟屋郡須恵町上須恵775　フローラル須恵Ｂ201号室、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目６番８号
破産者　白坂　　彰
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部